

令和6年度

学年始め保護者会資料



13：15～

受付（各学年昇降口）

13：30～14：20

授業参観（各教室）

14：30～15：15

全体会・PTA 総会（第一体育館）

① 校長より

② 生徒指導主任より

③ 教頭より

PTA 総会

15：15～16：15

学級懇談会(各場所)

1年生の保護者	2年生の保護者	3年生の保護者
学級懇談(各教室)	林間学園説明会(D棟3階ホール) 学級懇談会(各教室)	修学旅行説明会（第一体育館） 学級懇談会(各教室)

流山市立南流山中学校

1学期 学年始め保護者会 ご挨拶

校長 宮本信一

「新校舎移転」から瞬く間に4週間が経過しました。この間、着任式、始業式、入学式、新入生歓迎会、シスター結団式、クラス別及び個人写真撮影、スポーツテスト、移転記念航空写真撮影など、様々な学校行事が毎日のように行われてきました。

1年生は、昨日4月25日(木)の部活動正式入部を機に、本格的な中学校生活がスタート。引き続き緊張感を持ちながら、初々しい態度で様々な活動に精一杯取り組んでいます。

2年生は、新しいクラスや担任とのスタートとなりました。新しい仲間との人間関係にも慣れ、2学期から学校のリーダーとなるにふさわしい、落ち着いた学校生活を送っています。

3年生は、先日の新入生歓迎会を始め、委員会、部活動などで、最高学年としての自覚が言葉や態度に表れています。日常生活においても、南流中の良き伝統を守りつつ、新たな伝統を創り上げようとする姿に、頼もしさを感じます。

今年度も、学校教育目標「笑顔・信頼・自立～自分の考えに自信を持ち、他を思いやりながら自己実現できる生徒～」のもと、「知・徳・体の調和のとれた、心身共に逞しい生徒の育成」を目指して、全職員が一致団結して教育活動を展開してまいります。

保護者の皆様方におかれましては、「チーム南流」の大切な一員として今後もご理解、ご協力のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

※本校ホームページにて、生徒達の活躍の様子を随時お知らせしていく予定です。

どうぞご覧ください！（以下のQRコードをご利用ください）



令和6年度 流山市立南流山中学校学校経営方針 《グランドデザイン》

【学校教育目標】

笑顔・信頼・自立

「自分の考えに自信をもち、他を思いやりながら自己実現できる生徒」

～知・徳・体のとれた、心身共に逞しい生徒～

【目指す学校の姿】・NANRYU PRIDE（南流プライド）

- 生徒にとって…自らの成長が実感でき、誰もが安心して精一杯学び合える学校
- 教職員にとって…生徒の成長を実感でき、生徒を誇りに思える学校

＜目指す生徒像＞

- 自ら学び、自ら課題を解決し、自分の考えを相手に伝え合う生徒
- 互いに良さを認め合い、共同・協働の気持ちで学校生活を送る生徒
- 自分の心と体に開心を持ち、自分を鍛え、健康な心身をつくる生徒

確かな学力の育成《知》

- 基礎・基本の確実な定着
- 主体的・対話的で深い学びの実践
- 4つの学習プロセスによる指導過程
- ICT機器の積極的な活用



豊かな心の育成《徳》

- 集団活動による豊かな人間関係づくり
- 感性を磨く、多様な体験活動の工夫
- 健康と命を大切にする教育の推進
- 「考え、議論する道徳」の授業実践



健やかな体の育成《体》

- 基本的生活習慣の定着
- 健康管理・安全教育の推進
- 食に関する指導の充実
- スポーツや体力づくりに親しめる指導

☆全教職員の協働による教育実践=「チーム南流」

・チームワーク ・フットワーク ・ネットワーク

- 生徒理解を基盤とした学年・学級経営の推進
- 教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- 授業力の向上（「主体的・対話的で深い学び」の推進）



☆地域との協働による教育実践=「オール南流」

- 主体的に地域活動に参加する学校づくりの推進
- 地域学校協働本部事業を柱とする社会に開かれた教育課程の編成とカリキュラムマネジメントの推進
- 小学校（南流山小、鰐ヶ崎小、南流山第二小）と連携した教育活動の充実



一人ひとりの生徒のために～私たちができること～

流山市立南流山中学校生徒指導部

令和6年度になりました。新しい校舎に移転し、多くの新入生を迎える、新生南流山中学校がスタートしました。新1年生は、今年度から新たなデザインとなった制服に身を包み、大きな夢と希望を胸に秘めて生活を送っています。新2年生は昨年よりも中学生らしく、そして3年生は最上級生として毎日の学校生活に意欲的に取り組んでいる姿が見られます。

我々教職員は、学校教育目標の『自分の考えに自信をもち、他を思いやりながら自己実現できる生徒』を目指して一丸となって取り組んでまいります。保護者の皆様のご理解とご支援をよろしくお願ひいたします。

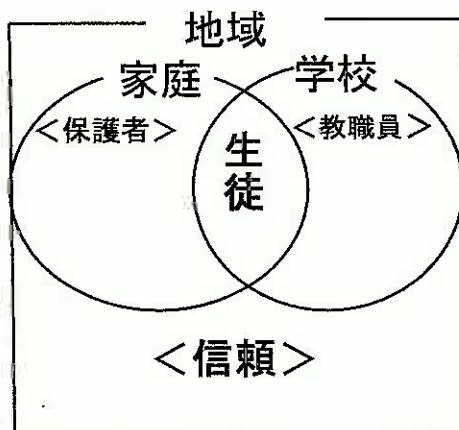
「自分の考えに自信をもち、他を思いやりながら自己実現できる生徒」

笑顔・信頼・自立

～ 知・徳・体の調和のとれた、心身共に逞しい生徒 ～

生徒個々の特性に応じた適切な指導と信頼される教職員を目指して

- 信頼関係の構築、熟成
- 授業の改善と基礎・基本の定着
- 保護者、地域、学校間の連携（下図参照）
- 危機管理体制の構築と強化
- 「ボランティア活動」の推進と「心の教育」
- 「仲の良い学級」「日本一あつたかい学校」づくりの推進
- 特別支援及び特別支援学級における指導の工夫
- 教育相談・カウンセリングの充実
- いじめの早期発見、即対応



生徒と教職員、保護者の皆様と教職員、親と子、そして地域の方々と学校の信頼関係が大切な基盤です。学校では生徒一人ひとりのために、これらの信頼関係を築くように努めます。

保護者の皆様へのお願い

- (1) 登校するとき、帰宅したときの様子を気にとめてください。何か気になることがありましたら遠慮なく学校にご相談ください。
- (2) 学校には、お金、菓子類、ゲーム機等、学習に必要な物は持て来ないように指導しています。
- (3) 学校に提出していただきたい通学路と公共のルールを守って登下校をさせてください。
- (4) 欠席する場合は、必ず保護者の方が7時55分までにメールでご連絡ください。
※平日7時30分前及び完全下校時刻30分後、休日は、応答電話になっています。
- (5) 出席確認は、8時15分です。なお、余裕をもって生活するために校門通過は8時05分となっています。一日のスタートを気持ち良く切ることができるように、遅刻には気をつけさせてください。また、冬期時程では、7時30分～8時20分が朝の部活動時間となります。出席確認は、8時45分です。8時20分より前には登校できません。なお、部活動後の下校時刻は時期によって変わります。下校時は、特に以下の3点について指導しています。
 - ①交通事故に注意し、寄り道せず、真っ直ぐ帰宅する。買い物食いはしない。
 - ②不審者等の被害に合わないために、できるだけ集団で下校する。
 - ③道路いっぱいに広がらず歩道を歩く。
 - ④自転車通学者は、ルール・マナーを守る。
- (6) 個々の生徒理解のために、全校でスクールライフノート（心の天気）を活用しています。日々の悩みごとやいじめの早期発見に役立てています。また、スクールカウンセラーが基本的に火曜日に勤務しています。相談の希望がある方は担任、養護教諭を通じて、予約をとることができます。直接カウンセラーに連絡をとることも可能です。
- (7) 携帯電話・スマートフォンによる「出会い系サイト」の利用、メール・LINE・SNSを介してのトラブル等が全国的に起きています。本校では、生徒会より携帯電話・スマホの使い方に関する「南流ルール」を全生徒に配付しています。携帯電話・スマホの所持については、ご家庭の責任のもと、その必要性を十分に考えて使用させてください。
- (8) 校外での生活において、子どもたちの様子を把握していただくようお願いします。喫煙や万引き、ゲームセンターへの入り浸り等、非行につながる問題も地域によっては出ています。校外で気になる姿が見られましたら、一声かけるとともに、必要に応じて学校へご連絡をお願いします。
- (10) タブレットは、市からの貸与品となります。学習に関係のない用途で使用することがないように学校で指導しています。ご家庭でも気になることがありましたらお声がけください。
- (11) 今年度から、自転車通学が始まっております。昨年度より、自転車のルールについては学校でも繰り返し指導しています。交通事故を確実に防ぐため、ご家庭でも厳しくお話し下さい。

※流山市立南流山中学校「いじめ防止基本方針」につきましては、学校ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

令和6年度 南流山中学校で守っていくこと

R6年4月より改定

清潔・質素であること

集団生活を営む中で、みんなが気持ちよく生活できるように

《身だしなみについて》

- (1) 登校・下校は制服を着用。校内服は本校指定のジャージ・体操服。
*休日の部活動や部活動再登校は、校内服や部で定められた服装。
- (2) クールビズ期間は【5月1日～10月31日】を目安とする。
その他の期間も気温や体調に応じて変更可。

新 制 服	<ol style="list-style-type: none">(1) 本校指定のブレザー及びスラックス・スカートを着用。 *黒を基調としたベルトを着用。 *スカートの丈は、直立したときに膝が隠れる程度の長さ。 *寒いときは、スカートの下にタイツ着用可。(2) ブレザーの下は、白いワイシャツを着用。(3) ネクタイ・リボンを着用。 *性別に関わらず、スラックス・スカートとの組み合わせは自由。(4) 靴下は白・黒・紺・灰色等、華美でないものを着用。 *ワンポイント可・くるぶしが隠れ、保護できる長さ。 *式典の際は白のソックスを着用。(5) 通学靴は、運動に適した靴を着用。
旧 制 服	<ol style="list-style-type: none">(1) 学生服…ボタンは、必ず閉める（式典の時は、ホックも閉める）。 *制服の下は、NANRYUTシャツ、または白いワイシャツ。 *右襟に校章をつける。(2) セーラー服…スカートの丈は、直立した時に膝が隠れる程度の長さ。 *制服の下は、NANRYUTシャツ、または白いワイシャツ、ブラウス。
夏 期	<ol style="list-style-type: none">(1) 半袖または長袖の白いYシャツ・ブラウスを着用。(2) 本校指定のズボン・スカートを着用。(3) 熱中症対策として帽子着用可。（キャップタイプのものとする。）
頭 髪	<ol style="list-style-type: none">(1) 学習や運動に支障がない髪型。前髪は、目にかかるないようにする。(2) 髪が長い場合は、ピンまたは、ゴムで止める。(3) 人工的に色をつけない。

《自転車について》

- 自転車の任意保険に必ず加入していること。
- 安全に配慮された自転車を使用。
- ヘルメットを必ず着用。
- 自転車の後輪カバーに、指定のステッカーを張り付ける。

《持ち物等について》

- (1) 本校指定の通学用リュックを使用。
 - *学習用具が入りきらない時には、サブバッグを使用。
 - *サブバックは指定のもの。きちんと記名をする。
 - *お守りや防犯ブザー以外は、カバンに付けない。
- (2) 登下校時の防寒具について
 - ・手袋は、安全のため、5本指の手袋に限る。
 - ・マフラー や ネックウォーマー、耳当ては、安全に気を付けて着用する。
 - ・コート着用の場合は動きやすいものとする。
*部指定もしくは今現在持っているウィンドブレーカー等も使用可。
 - ・セーター及びカーディガンを着用の場合は、校内服であればジャージの下に着用。
 - ・制服及び校内服の下にタイツ（黒）を着用してもよい。
- (3) 校内での服装等
 - ◇ 上履き
 - ・指定のもので、体育館履きと兼用。学年カラーのラインが入るものとする。
 - ◇ 校内服
 - ・登校後、ジャージ（本校指定のもの）に着替える。
 - ・夏期はNANRYU Tシャツ及びハーフパンツを着用。
- (4) 校内での生活
 - ・登校後、学校からの外出は原則不可。
 - ・使用禁止エリアには立ち入らない。
- (5) 学習に対して
 - ・学習に不要な物は持ち込まない。（漫画、携帯電話・スマートフォン、ゲーム等）
 - ・家庭学習等で使わないものは、机の中やロッカーへ置いて構わない。
 - ・筆箱等に装飾品、キーホルダー等は付けない。
 - ・体育授業時の服装は、NANRYU Tシャツ。下はハーフパンツ。
*時期によって臨機応変に対応する。
 - ・R5年度より、ハチマキは体育祭時に学校から貸し出されたものを着用する。
*学級ごとに指定の色を着用。

流山市立南流山中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月15日改訂

流山市立南流山中学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、千葉県いじめ防止対策推進条例、流山市いじめ防止基本方針及び流山市いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（文部科学省；「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼす可能性がある。よって、本校ではいじめを生まない風土づくりに取り組むと同時に、早期発見・早期解決により、いじめで苦しむ生徒を出さないようにする。

2 本校におけるいじめ防止に向けた取り組み

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを認識する。いじめへの対応は、学校全体で問題解決に全力で対応にあたる。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な諸活動に取り組めるよう、いじめの防止等の対策を行う。さらに、いじめを受けた被害者の生命・心身を保護することを第一に優先し、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解させたうえで、全ての生徒がいじめを放置することがないようにする。

また、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりを実現するために、早期発見、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修を複数回実施し、学校評価において目標達成状況を把握する。

3 いじめ防止における日常の対策

- (1) いじめを生まない風土づくりのため、生徒会スローガンの「あったか宣言」の取り組みを基軸に、「日本一あったかい学校」づくりに努める。
- (2) みんなで良くなる、共に伸びるというイメージを全ての生徒が共有し、お互いの成長によりよく関わることができるよう指導に当たる。
- (3) 自尊感情（自己肯定感・自己有用感）を高める。
 - ①生徒の良さを積極的に認めたり、褒めたりする。
 - ②生徒指導の機能を生かした授業の展開に努め、わかる授業、充実感を持てる授業づくりを行う。

(4) 学級経営の充実

- ①他者を大切にする心情を育み、いじめを生まない風土づくりを行う。
- ②「共に伸びる」という視点で、集団づくりに当たる。
- ③生徒一人ひとりが安心して生活できるようにすることを学級経営の柱とする。

(5) 「わかる授業」の充実

全ての生徒が授業に参加し、活躍できるための授業を行うことで、いじめの防止を始めとした、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。そのために、校内研修会を積極的に行い、教職員が互いの授業を参観し、学ぶ場を設け、授業改善に努める。また、授業中の正しい姿勢や発表の仕方、聞き方など、授業規律を定着させる。

(6) 道徳教育

道徳の授業では、生徒が自分の良心に従って、責任ある行動をとることが大切であることに気づき、自分の見方・考え方を深めるいじめに関する教材を扱う。

(7) 人権教育

「共生・協生」を全体のテーマとし、課題発見・設定、課題解決、発表に至るまで、他と協力しともに学ぶ態度を養う。また、多様性を大切にし、偏見や差別感をなくす意識を高める。

(8) 体験活動

職場体験活動や宿泊行事など、望ましい集団生活を通して、助け合いや思いやりの心を育てたり、豊かな心を育てたりすることで、人権を尊重しようとする自主的・実践的な態度を育成する。

(9) 生徒会活動、学級活動

各活動を通じて自治的に活動する能力を高める。

(10) 部活動

部活動内で存在感・所属感を持てるように指導に当たる。また、より高い目標に向かって切磋琢磨しつつも仲間を思いやることを教える。

(11) 教職員

教職員の言動がいじめにつながることがないよう細心の注意を払い、教育活動に当たる。

(12) 外部との連携

流山市教育委員会いじめ防止相談対策室や児童相談所をはじめ、外部機関と連携して講演などを開催し、SNS等も含め、「人の悪口は言わない、書かない、伝えない」ことを徹底し、適切な扱い方を学ぶ。

(13) スクールロイヤーの活用

流山市スクールロイヤーを講師として招聘し、教職員の研修会や生徒対象に、いじめ防止教育としていじめ防止授業を行う。

(14) いじめ相談窓口

年度当初に「流山こども専用いじめホットライン」のアプリ登録を推奨し、協力を呼びかける。

(15) 保護者

保護者会等で、いじめに関する情報の提供や家庭での見守りをお願いする。

(16) 情報の収集

日頃から情報収集を行い、問題を未然に防ぐため、校内だけでなくいじめ防止相談対策室（スクールソーシャルワーカー等）等の外部機関を活用する。

4 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは日常生活の何気ない中で起こる。いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題」として、常に危機意識をもって、教師は学校生活の中で変化を見逃さないようにする。気になる変化が見られた場合は、該当生徒に声をかけ、変化の原因をつかむため個別面談を随時行う。保護者は家庭生活の中で、生徒の生活に注視し、気になることがあれば担任等学校の職員に相談し、情報を共有し、互いに連携していじめの早期発見に努める。
- (2) 学校生活アンケートを年間5回行い、それぞれのいじめの事案に対し、聞き取り調査を行い、組織的に対応し、早期解決を図る。
アンケートの実施は、4月・7月・9月・11月・1月とする。
- (3) いじめにあった生徒、またはいじめを見かけた生徒は、速やかに担任教師等に申し出る。
- (4) 各学期に教育相談期間を設け、生徒及び保護者との面談を行う。
期間については、5月・11月・1月とする。
- (5) スクールライフノート（心の天気）を毎日実施し、担任が内容に目を通し、いじめの早期発見に努める。
- (6) 年度初めと、夏季休業前の二段階で、STAND BY アプリアクセスコード用紙を全校生徒に配付し、いじめの早期発見に活かせるようにする。また、保健室やふれあい教室等にも案内を掲示する。
- (7) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長に報告し、いじめ防止対策委員会を中心に対応策を協議するなど、組織で対応に当たる。
- (8) いじめに対する措置
- ①事実の一報は、発見者→担任・学年主任・生徒指導主任→教頭・校長へ伝える。
 - ②学年主任と生徒指導主任が連携して対応し、学年職員等で分担し事実を調査し、生徒指導主任（学年主任）が教頭、校長に報告する。
 - ③学年主任を中心として、学年職員等関係職員で指導する。
 - ④いじめの被害生徒を守ることを第一とする。いじめが続いている場合は、いじめをやめさせるよう全職員が一体となって指導や見守りに当たる。
 - ⑤加害生徒の人権にも十分配慮し、聞き取りや指導に当たる。聞き取りや指導は複数の教員で行う。
 - ⑥加害生徒、傍観していた生徒に対する主な指導事項
 - ・いじめたことについて、心から反省し、きちんと謝罪すること。
 - ・いじめは相手を傷つけるだけではなく、自分の人格形成にも悪影響を及ぼす行為である。だから、やめなければならないし、止めなければならない。
 - ・いじめなどせず、他者も大切にする生き方をすること。そうすることで自分も成長できるし、他者も成長できる。
 - ・いじめがあると授業や部活動等、学校の活動に集中できなくなり、お互い不幸だということ。
 - ・今後は自分の周辺でいじめがなくなるよう行動すること。
 - ⑦当該生徒の保護者にいじめの事実と指導方針を説明する。連絡方法は、いじめの程度に応じて、電話連絡か、面談かを選択する。
 - ⑧いじめの指導後の被害生徒、加害生徒の家庭での見守りを保護者にお願いする。気になることがあったら学校に連絡していただくようにお願いする。
 - ⑨事案の緊急性によっては、関係諸機関と連携を図る。特に犯罪行為の恐れがある場合は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

- ⑩いじめの被害生徒の心の安定のため、学校のスクールカウンセラーがケアに当たる。場合によっては、外部機関と相談の上、ケアに当たる。また、相当な期間、全職員で見守り活動を行う。
- ⑪いじめに関する出席停止の措置については、学校教育法第35条及び流山市小学校及び中学校管理規則第26条に沿って行う。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめへの対策
南流ルール（携帯電話、スマートフォンを使用する上でのルール。平成28年1月に生徒会で話し合って決定）に従い、他人を傷つける言葉、個人情報を書き込まないようにさせる。また、危険を感じたら、親や教師等にすぐ相談するよう南流ルールの遵守を徹底させる。
- (10) 学校内におけるいじめの相談窓口
学校生活アンケートを活用するとともに、アンケート内の相談相手の欄の該当者による面談を行う。なお、セクハラ相談員として、教頭、生徒指導主任、各学年職員1名と養護教諭を含めた6名の職員が、生徒・職員からの相談にあたる。
- (11) いじめの解消の判断方法について
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することできないものとする。まず始めに、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）がやんでいる状態が継続していること。次に、被害者の心身が苦痛をうけていないこととする。この場合、被害者本人や保護者への面談などを通じて、心身の苦痛を感じていないか確認を行う。2つの条件が3ヶ月以上満たされた場合、解消したものと判断する。いじめが解消と判断されたあとも、日常的に注意深く観察を行っていく。

5 校内いじめ防止対策委員会

- (1) 校内いじめ防止対策委員会の委員は、以下（※）を基本とし、必要に応じて委員を追加する。
※校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー。
- (2) 年度末に、いじめ防止基本方針の見直し、いじめに関する生徒指導における課題解決の方策等の検討を行う。また、必要に応じて会を開く。
- (3) 共有した情報については、共通した形式でまとめ、生徒指導部の議事録とともに、5年間保存する。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、及びいじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。
(いじめ防止対策推進法第28条)
- (2) 重大事態への対処
- ①重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会に設置されている、「いじめ防止相談対策室」と連携し、当該事案の法的視点からの対応策を協議していく。また、同組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケート、聞き取り）を行う。

③調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 学校主体の調査手順

①教育委員会の指示のもと、担任、学年職員、生徒指導主任を中心に、当該生徒及び関係生徒の調査（アンケート、聞き取り）を行う。

②調査内容を共有し、事実関係を明確にするとともに、当該事案の法的視点からの対応策を協議していく。

③上記調査結果については、関係者の個人情報に十分配慮し、同組織に適切に提供する。

7 校内いじめ防止対策会議の設置

(1) 委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校運営協議会委員で構成する。

(2) 会議は、年1回の定例会及び必要に応じて行う。

(3) 内容は、いじめ防止基本方針の見直し等、いじめ防止のための方策を検討する。

8 令和5年度対策組織の活動について（予定）

4月	「STAND BY」アプリアクセスコード用紙配付① 道徳 希望者面談 学校生活アンケート①
5月	生徒面談① 1年生SC面談開始 学校運営協議会いじめ対策会議
6月	1年生 「STAND BY」授業
7月	学校生活アンケート② 「STAND BY」アプリアクセスコード用紙配付②
8月	いじめ防止教育研修（教職員対象）
9月	学校生活アンケート③
10月	
11月	学校生活アンケート④ 生徒面談② 校内授業研究会（生徒指導の機能を生かした授業）
12月	校内授業研究会（生徒指導の機能を生かした授業）
1月	学校生活アンケート⑤ 生徒面談③ 校内授業研究会（生徒指導の機能を生かした授業）
2月	
3月	

9 その他

(1) この方針は、毎年、いじめ防止対策会議等で見直し、改善を図っていく。

(2) この方針は、学校のホームページで公表する。

(3) 外部機関のいじめの相談窓口

・千葉県こどもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446

・子どもの人権110番（全国共通） 0120-007-110
(千葉法務局内 月～金 8:30～17:15)

・ヤング・テレフォン 0120-783-497
(千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00)

・千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900

- ・チャイルドライン千葉
(月～土 16:00～21:00) 0120-99-7777
- ・流山こども専用いじめホットライン 04-7150-8055

冬季日程について

- ・令和6年度より、冬季日程期間を除いて、朝練習は大会前も含めて一切おこなわない。
- ・最終下校が16:45以前となる期間<10月7日（月）～2月7日（金）>については、放課後の活動時間を確保するため冬期日程とする。
- ・冬季日程期間は、始業時間を8：45とし、放課後の部活動を行わない。
その代わりに7：30～8：20（50分）の朝練習を行うことができる。
※7：20より前は、登校しない。

<冬季日程>45分日課

※朝の部活動がある生徒は、7：20より前には登校しない。

7：30～8：20 朝部活

※朝の部活動がない生徒は、8：20以降に登校をする。

8：45 登校完了

8：45～8：50 朝の会

9：00～9：45 1校時

～

11：45～12：30 4校時

12：30～13：10 給食

13：10～13：30 暫休み

13：35～14：20 5校時

14：30～15：15 6校時

15：20～15：30 清掃

15：35～15：55 帰りの会

16：10 完全下校

※放課後の活動は一切なしとする。

荒天時における登校の判断について

R6.4月

荒天時（台風・集中豪雨・雷・竜巻・大雪など）における登校の判断については、下記のとおりとします。

1. 荒天時（台風・集中豪雨・雷・竜巻・大雪など）は、安全を第一に考え、家庭の判断で登校させてください。（学校からの緊急メール等での連絡が不可能な場合、その時点で状況により天気予報等の情報から各家庭で判断し、生徒の安全確保を最優先に登校させてください。）
2. 安全を第一に考え、ご家庭の判断で始業時刻までに登校できなかった場合、遅刻にはしません。安全が確保できる状況になったら、速やかに登校させてください。終業時刻までに安全が確保できず登校しなかった場合は、欠席扱いにはしません。
※安否確認のため、始業時刻までに登校しない場合は、7：55までにスキットメールでご連絡ください。
3. 天候や被害の状況により休校等をする場合は、学校から連絡します。
(緊急メール等、可能な方法により連絡する。)

「合理的配慮」について

子どもたち一人ひとり、誰もが違う個性を持っています。得意なことがあれば苦手なこともあります。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、学校生活の中で合理的配慮の提供が義務となりました。合理的配慮とは、例えば・・・

○視覚に困難があり文字が見えにくいので、黒板の見やすい場所に座席を変える。

○聴覚に困難があり聞こえにくいので、板書を工夫してわかりやすくする。

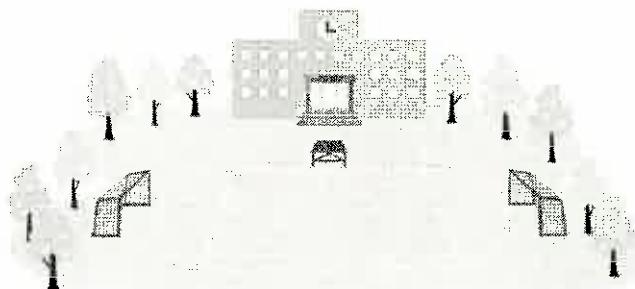
○体の動きが困難で、日常生活や授業の中で補助が必要な場合、サポートをつけたり、活動内容を調節する。

○気持ちを表現するのが苦手なので、上手にコミュニケーションがとれるようサポートする。

○読み書きや集中、指示理解に困難があり、学校生活や授業で、自分一人で解決できない等、困難な状況を改善するためにサポートする。

などです。子どもたちが学校生活を送る上で配慮が必要な場合は、本人や保護者から遠慮無く担任にお伝えください。お申し出いただいた内容については、学校教育活動において生徒に必要か、実施可能か、過度な負担ではないかなどを検討し、本人や保護者の方と相談しながら配慮の方法を決定していきます。また決定した内容は、「個別の支援計画書」を作成し、ご家庭と学校でいつでも内容を確認していく様にいたします。

ご不明な点は、教頭（鶴田）までお問い合わせください。



令和6年4月

保護者の皆様

流山市立南流山中学校
校長 宮本 信一

応答電話の導入について

日頃より、本校の教育活動について御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

流山市では、子どもたちへの質の高い教育を供与するため、子どもと向き合う時間の確保と教職員の心身の健康維持を目的に、教職員の時間外業務の見直しを行っています。

令和元年度より、教職員の業務負担軽減の取り組みの一環として、市内小中学校に自動応答メッセージ機能付き電話（以下、「応答電話」）を導入しました。

保護者の皆様におかれましては、応答電話導入の趣旨につきまして、何卒御理解いただき、引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 応答電話による対応時間

(1) 平日 生徒下校30分後から翌日午前7時30分まで
(行事や部活動等の状況により各学校で設定時間に違いがあります。)

(2) 土曜日・日曜日・祝日等 終日

(3) 学校閉学日 終日

2 その他

児童・生徒の生命や安全に関わる重大事態など、緊急を要する場合には、下記まで連絡をお願いします。

流山警察署 電話 04-7159-0110 または 110

流山消防署 電話 04-7158-0119 または 119

流山市役所 電話 04-7158-1111

生徒の安全確保および教職員の働き方改革について

南流山中学校では、生徒の安全確保のため、登校時の出席確認を徹底して行っています。また、教職員が心身の健康を保持し、心に余裕を持って子どもたちと向き合えるようにするため、教職員の働き方改革を進めています。ご理解、ご協力をお願いします。

1 確実な欠席等連絡のお願い

- ・生徒の登校時の安否を確認するため、遅刻・欠席の際は、必ず連絡をお願いします。
- ・連絡は、スキットメール「保護者連絡」で、朝7：55までにお願いします。
- ・7：55以降のご連絡は、電話でお願いします。

※担任や学年職員等の負担軽減のため、スキットメールの確認は教頭・教務主任のみが、7：55までに行っています。7：55以降は常時メールチェックをしておりませんので、メールをいただいてもすぐに気づかないことがあります。

※感染症罹患判明のご連絡はメールでお願いします。

2 電話対応および面談・教育相談について

- ・スキットメールは出欠席に関わる連絡のみで活用しています。お問い合わせをいただいても回答いたしかねます。学校へのご質問等は、電話や面談等でお願いします。
- ・電話対応時間は、平日7：30～完全下校30分後です。それ以外の時間、休日は応答電話対応となります。
- ・面談・教育相談をご希望の際は、事前に担当者にお電話をいただき、8：00～完全下校時刻までに実施できるよう、調整をお願いします。
- ・完全下校後は、対応時間外とし、玄関を施錠します。

3 スマートフォン等携帯機器の持ち込みについて

- ・本校では、スマートフォン等携帯機器の持ち込みを許可していません。
- ・学校移転に伴い、登下校の安全確保のため、以下に該当する場合は、「スマートフォン等携帯機器持込申請書」（別紙）の提出により、持ち込みを許可します。

◇登下校に30分間以上の時間を要する

◇家庭の事情等、特別な理由がある

※申請書はプリントアウトするか、お子様から担任に申し出て受け取ってください。

- ・持ち込む場合は、「連絡の必要がある時を除いて、登下校中に使用しない」「校内では電源を切り、ケースに入れてカバンで保管する」の2点を遵守するよう、ご家庭でご指導ください。
- ・機器は各自で保管するものとします。紛失・故障等のトラブルがあった場合、学校は責任を負いません。ご了承ください。

スマートフォン等携帯機器持込申請書

学年・学級	年 組 番
生徒氏名	性別

<申請理由> ✓をつける ※いずれかに該当する場合、申請可

登下校に30分間以上の時間を要する

※完全下校30分後までは学校の電話がつながります

家庭の事情等、特別な理由がある

※以下の欄に理由をご記入ください

<確認事項> ✓をつける

連絡の必要がある時を除いて、登下校中に使用しない

校内では電源を切り、ケースに入れてカバンで保管する

上記の二点を守り、紛失・故障等のトラブルに学校が責任を負わないことを了承の上、機器の持ち込みを申請します。

令和 年 月 日

生徒氏名

(本人自署)

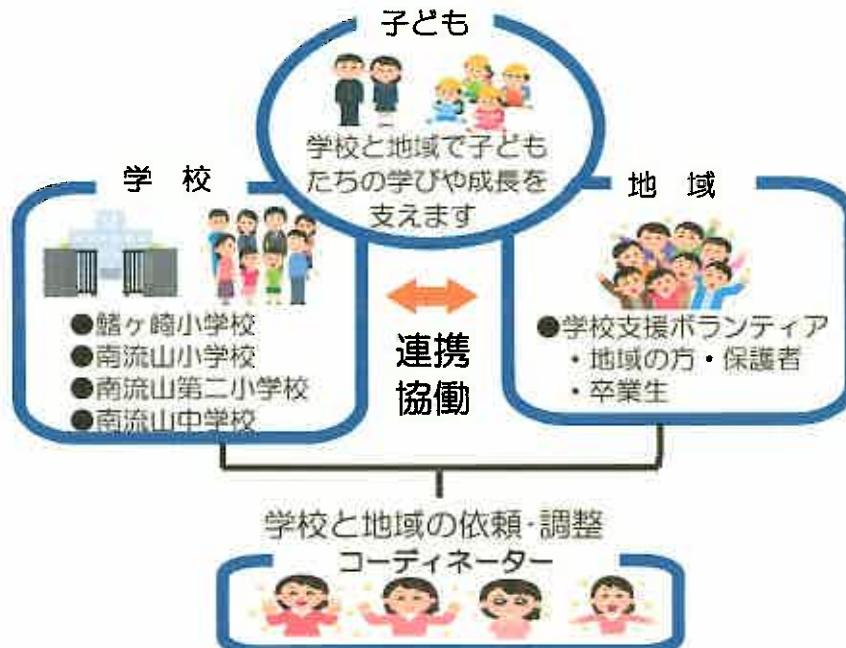
保護者氏名

(本人自署)

南流山中学校区 地域学校協働本部便り

NO. 15
令和6年4月
藤田一子・砂見絢子
代美香・政田伸子
nanryu2018gsch@yahoo.co.jp

南流山中学校区地域学校協働本部の活動は、皆様のご支援のもと7年目に入りました。
今年度新設された南流山第2小学校が加わり、南流山中学校区は4校になります。
地域・学校・保護者の皆様には、ご支援ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



地域学校協働本部事業とは

文部科学省と県教育委員会、市教育委員会で進めている事業です。

地域住民及び保護者の皆様に、ボランティアとして小中学校の教育活動を支援していただくとともに、地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図ることを目的とします。



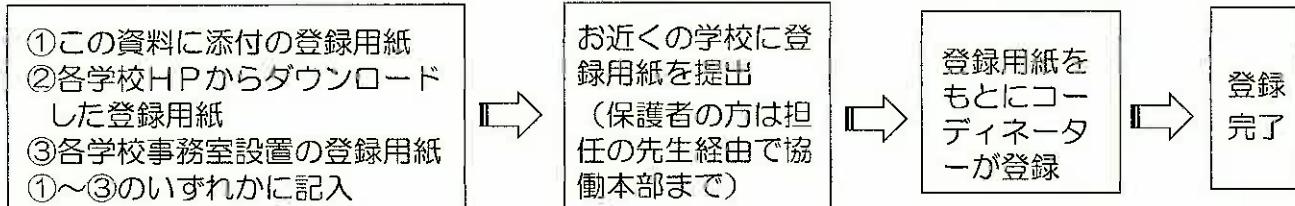
学校支援ボランティア募集

鰐ヶ崎小学校・南流山小学校・南流山第二小学校・南流山中学校のボランティアを募集します。

○学校支援…各教科授業の補助、職業人講話、読み語り など

○環境整備…図書室整備、樹木の剪定、ビオトープ整備、畑の手伝い など

◆ボランティア登録の流れ



☆ボランティアの活動はすべて無償ボランティアとなり、市のボランティア保険に加入します。

(登録完了で保険加入となります。)

☆登録は1年毎に自動更新となります。登録内容の変更や登録削除のご連絡は下記までお願いします。

☆学校のニーズを把握して、コーディネーターからボランティアの方に支援要請をします。

(携帯080-3762-9534 or 080-3762-9248 or 080-3762-9248もしくは、

nanryu2018gsch@yahoo.co.jp から連絡させていただきます。)

問い合わせ 鰐ヶ崎小学校 04-7158-5911 南流山小学校 04-7159-2521
南流山第二小学校 04-7159-2681 南流山中学校 04-7159-2551
地域学校協働本部 nanryu2018gsch@yahoo.co.jp

学校支援ボランティア登録申し込み用紙

20 年 月 日記入

学校支援ボランティアに協力します。

お名前

ふりがな

ご年齢

お電話番号・FAX番号・メールアドレス

電話
FAX
メールアドレス

ご住所

流山市

★保護者の方のみご記入ください。

お子様の名前	学 校	学年・クラス
	南流小・南流第二小・鰐小・南流中	年 組
	南流小・南流第二小・鰐小・南流中	年 組
	南流小・南流第二小・鰐小・南流中	年 組

※お子様を通して詳細案内のお手紙を送る場合があります。

①今現在下記内容にご協力いただける方がいらっしゃいましたら○をつけてご提出ください。

○学校支援

読み語り・小学2年生町探検付き添い・4年生彫刻刀授業見守り・
5年生ミシン授業見守り・学校ミシン調整作業・6年生職業体験学習先電話かけ・
パソコン授業見守り・中学2年生職業体験学習先電話かけ・百人一首の詠み手・賞状書き
英語・国語/古典・算数/数学・理科()・社会()
パソコン・調理実習・衣服製作実習・絵画/工作・体育/保健・歌・楽器演奏・習字・俳句

○環境整備

図書館ボランティア(古本廃棄、製本作業、飾り付け製作など)・学校敷地内の草刈りおよび樹木剪定
・落ち葉清掃・花壇の整備・施設および備品修理・遊具塗装・外側の窓拭き・畑の仕事補助
ビオトープ(生き物が住める池)整備・体育祭および運動会時の駐輪場整備

②上記項目以外でも、ボランティア内容によっては協力可能ですか？ (はい ・ いいえ)

③その他、ご協力いただけるもの等自由にご記入ください。 (例:趣味、特技 など)

④活動可能な時間や曜日をご記入ください。(例:平日午前中、平日放課後、土or日曜の午前中 など)

⑤活動可能地域を○で囲んでください。 ・鰐ヶ崎小 ・南流山小 ・南流山第二小 ・南流山中 ・どこでもよい

※日程については、ご協力いただける方のご都合を加味しながら調整していきたいと考えています。

※学校からの要望がない場合は、ボランティアの依頼がないこともあります。

令和6年度 年間行事予定

日	4月		5月		6月		日	7月		8月		9月		
1 月			水	部活動休養日 クールビズ祭開催	*	土		1 月	部活動休養日 職員会議⑤	*	木		日	
2 火			木	部活動休養日(午後)	*	日		2 火		*	金		月 始業式 部活動休養日	
3 水			金	憲法記念日		月		3 水	部活動休養日 代表委員会(1学期まとめ)	*	土		火 給食開始 実力テスト	
4 木			土	みどりの日		火		4 木		*	日		水 部活動休養日	
5 金			日	こどもの日		水	部活動休養日 PTA運営委員会①	*	5 金		*	月	木	
6 土			月	振替休日		木	林間学園①	*	6 土		火		金	
7 日			火	流山市教育研究会① 生徒面談①(5時間)	*	金	林間学園② スタディーウィーク	*	7 日		水	学校閉庁日	土	
8 月	着式・始業式 入学式準備 部活動(午前)		水	部活動休養日 生徒面談②(5時間)	*	土	林間学園③ スタディーウィーク		8 月		木	学校閉庁日	日	
9 火	入学式 部活動休養日		木	生徒面談③(5時間)	*	日	スタディーウィーク		9 火		金	学校閉庁日	月	
10 水	部活動休養日 引越式・入居式(～19日)		金	生徒面談④(5時間)	*	月	2年生代休 スタディーウィーク	*	10 水	部活動休養日 委員会(1学期まとめ)	*	土	学校閉庁日	火
11 木	給食開始 実食測定 部活動見学会	*	土			火	スタディーウィーク	*	11 木		*	日 学校閉庁日	水 PTA運営委員会	
12 金	新入生歓迎会 両立クエスト 部活動見学会	*	日			水	期末テスト①	*	12 金	部活動休養日 保護者会	*	月 学校閉庁日	木	
13 土			月	正式日課開始	*	木	期末テスト② 給食なし		13 土		火	学校閉庁日	金	
14 日			火		*	金	漢字検定① テスト採点日	*	14 日		水	学校閉庁日	土	
15 月	分算検査 スポーツテスト 部活動見学会	*	水	部活動休養日 代表委員会	*	土			15 月	海の日		木 学校閉庁日	日	
16 火		*	木		*	日			16 火		*	金 学校閉庁日	月 敬老の日	
17 水	部活動休養日 内科検診	*	金	避難訓練	*	月	テスト返却日	*	17 水	部活動休養日 給食最終日	*	土		火
18 木	全国学童状況調査(5年) 運営委員会(3)	*	土	市内大会①		火		*	18 木			日	水 部活動休養日 代表委員会	*
19 金	実力テスト(3年)	*	日	市内大会(予備)		水	部活動休養日	*	19 金	終業式 部活動休養日		月		木
20 土			月		*	木		*	20 土		火		金	*
21 日			火		*	金	部活動休養日 流山市教育研究会②	*	21 日		水	学校閉庁日	土	
22 月	校日課開始 部活動休養日 耳鼻科検診	*	水	部活動休養日 修学旅行①	*	土	修学旅行①		22 月	夏季休業 修学旅行①		木	秋分の日 スタディーウィーク	
23 火	移転記念祭(午前)	*	木	運営委員会④ 生徒総会	*	日	修学旅行②		23 火	修学旅行③		金	振替休日 スタディーウィーク	
24 水	内科検診	*	金	心電図(1年)	*	月	修学旅行③	*	24 水	修学旅行④		土	職員会議⑦ スタディーウィーク	*
25 木	1年生正式入部 部活動ミーティング	*	土	市内大会②		火	3年生代休	*	25 木	面談期開始		日	水 スタディーウィーク	*
26 金	投票権付与・学級担任摸索会 林間・修学旅行説明会 PTA会	*	日	市内大会(予備)		水	部活動休養日 3年生代休	*	26 金	面談期終了		月	木 中間テスト①	*
27 土			月	部活動休養日 職員会議④	*	木	運営委員会⑤	*	27 土		火		金 中間テスト② 給食なし	
28 日			火		*	金		*	28 日		水		土	
29 月	昭和の日		水	部活動休養日 1年生校外学習	*	土			29 月		木		日	
30 火		*	木		*	日			30 火		金		月 テスト採点日	*
31 水	/		金	英語検定	*	/			31 水		土		/	

日	10月		11月		12月		日	1月		2月		3月	
1 火	*		金	南風祭	*	日		1 水	■・学校閉庁日	土		土	
2 水	部活動休養日・相談日	*	土		月		*	2 木	学校閉庁日	日		日	
3 木	体育祭	*	日	文化の日	火	テスト返却開始	*	3 金	学校閉庁日	月		月	部活動休養日 職員会議⑫
4 金	代表委員会(前期まとめ)	*	月	振替休日	水	部活動休養日		4 土	学校閉庁日	火	千葉公立出願①	*	火 千葉公立合格発表
5 土			火		木		*	5 日	学校閉庁日	水	部活動休養日・委員会 PTA運営委員会⑬ 千葉公立出願②	*	水 部活動休養日 委員会
6 日			水	部活動休養日 委員会(後期)	金		*	6 月		木	千葉公立出願③	*	木
7 月		*	木		土			7 火	始業式 部活動休養日	金	3年期末テスト	*	金 千葉公立二次募集
8 水		*	金		日			8 水	部活動休養日 実力テスト	土		土	
9 水	部活動休養日 委員会(前期まとめ)	*	土		月		*	9 木		日		日	
10 木		*	日		火		*	10 金		月		*	月 千葉公立二次募集変更
11 金	3年実力テスト	*	月		水	部活動休養日 代表委員会	*	11 土		火	建国記念の日	火	
12 土			火		木	運営委員会⑩	*	12 日		水	部活動休養日 千葉公立志願変更①	水	部活動休養日 千葉公立二次募集試験
13 日			水	部活動休養日	金	部活動休養日 2学期末保護者会	*	13 月	成人の日	木	千葉公立志願変更②	*	木
14 月	スポーツの日	木	3年期末テスト①	*	土			14 火		金		*	金 千葉公立二次募集合格発表 学年生保護者会
15 火	後期日課開始	*	金	部活動休養日 3年期末テスト② 市教育研究会④	*	日		15 水	部活動休養日	土	スタディーウィーク	土	
16 水	部活動休養日	*	土		月	部活動休養日 職員会議⑤	*	16 木		日	スタディーウィーク	日	
17 木		*	日		火		*	17 金		月	スタディーウィーク	*	月
18 金	漢字検定②	*	月	3年実力テスト	水	部活動休養日 委員会(2学期まとめ)	*	18 土		火	スタディーウィーク 千葉公立入試① 6年生半日入学	*	火
19 土	東葛駅伝		火		木	給食最終日	*	19 日		水	1・2年期末テスト① 千葉公立入試②	*	水 部活動休養日 給食最終日
20 日			水	3年テスト返却開始 部活動休養日	金	部活動弁当		20 月		木	1・2年期末テスト②	木	㊗の日
21 月		*	木	運営委員会⑥	*	土		21 火		金	部活動休養日 テスト終点日 千葉公立成績発表③	*	金
22 火		*	金		日			22 水	部活動休養日 代表委員会	土		土	
23 水	部活動休養日	*	土	勤労感謝の日 スタディーウィーク	月	終業式 部活動休養日		23 木		日	天皇誕生日	日	
24 木	市内音楽発表会①	*	日	スタディーウィーク	火	冬季休業		24 金		月	振替休日	月	修了式・辞校式 部活動休養日
25 金	市内音楽発表会②	*	月	スタディーウィーク 職員会議⑨	*	水		25 土		火	テスト返却開始 千葉公立成績発表③	*	火 春季休業
26 土			火	スタディーウィーク	*	木		26 日		水	部活動休養日 代表委員会	*	水
27 日			水	1・2年期末テスト ①	*	金	学校閉庁日	27 月	部活動休養日 職員会議⑪	木	千葉公立追試験	*	木
28 月	部活動休養日 職員会議⑧	*	木	1・2年期末テスト ②	*	土	学校閉庁日	28 火		金	3年生を送る会	*	金
29 火		*	金	部活動休養日 テスト採点日	*	日	学校閉庁日	29 水	部活動休養日 相談日・委員会	*	/	土	
30 水	部活動休養日 代表委員会(後期)	*	土		月	学校閉庁日		30 木	新入生保護者会	*	/	日	
31 木		*	/		火	学校閉庁日		31 金		*	/	月	

*は給食のある日です。

※あくまでも予定になります。変更になる際は、学校だより等でお知らせします。